

## 第 19 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 1 月 10 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |             |            |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡 日出男 | 3 番 桐原 忠継   | 4 番 小出 満文  |
| 5 番 福本 博文  | 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子   | 8 番 長崎 愛   |
| 9 番 榊 敏行   | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一  | 12 番 古澤 弥生 |
|            | 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之  |            |
- 欠席委員 13 番 渡邊 和徳
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員
- 局長 今村 洋一  
 主幹 藤野 貴洋  
 主査 梅田 和宏

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	皆さん新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。総会の前に、企画観光課より農林業センサスについて、協力依頼がっておりますので、説明をお願いします。
企画観光課	・令和 6 年度農林業センサスについて
事務局	<p>それでは、定刻前ですが、第 19 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。今回より、発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、欠席 1 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。本日は、会長がインフルエンザにて欠席ですので、職務代理者の方に進行をお願いします。それではよろしくお願ひ致します。</p>
職務代理者	皆さんおはようございます。改めまして新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。先ほど事務局から説明がありましたが、会長が不在

	<p>ですので、職務代理者である私が審議の進行を進めさせていただきます。最後までよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまから第 19 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 19 番の北野委員、2 番の松岡委員を指名します。</p>
事務局	<p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
6 番	<p>議案第 1 号番号 1 番について、6 番の加藤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外にお住まいで申請地の農地が管理出来ないという事から、以前より譲受人へ農地を貸し出されておられました。今回、長らく農地を管理されていた譲受人と所有権移転の贈与ということで申請が上がっております。</p> <p>譲受人は [REDACTED] の傍ら長年にわたり、農業も兼業で営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますよう、お願いいたします。</p>
5 番	<p>議案第 1 号番号 2 番について、5 番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は県外におられ、農地の管理が出来ませんので、農地を使っただけの方を探されておられました。譲受人は申請地周辺で農地を所有されており、今回の農地も近くにある事から農地を集約され、農業の合理化を図られています。</p> <p>譲受人は村内で [REDACTED] の傍ら農業を精力的にやられておられ、今後も農地の管理をしていただくことに何ら問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>

12 番	<p>議案第1号番号3番について、12番の古澤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人はご近所付き合いです。譲渡人は近年まで農業を営まれておられましたが、農業規模を縮小されておられ、農地の買い手を探されておられました。</p> <p>今回、同じ地区で農業を営む譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれます。</p> <p>譲受人は同じ地区で■■■■を営まれる一方で、兼業で農業もされておられます。</p> <p>また、農地も大規模に所有されておられ、農地管理も問題ないと思われます。</p> <p>何ら問題は無いと思われますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
19 番	<p>議案第1号番号4番について、19番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢な事などから、農業が出来なくなってきており、農地を引き受けてくださる方を探されておられました。</p> <p>今回、村内で農業を営む譲受人と所有権移転売買の申請が上がっております。</p> <p>譲受人は新規就農から農業を営まれ、将来、村の農業担い手代表として地域を引っ張っていかれる農家として大いに期待が持てます。</p> <p>また、農業経営や農地管理も現在に至るまで特に問題は見当たりませんので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
18 番	<p>議案第1号番号5番について、18番の古庄が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人は数年前より村内で新規就農者として畜産業を譲渡人である父親と親子で経営をされておられ、大規模な農業経営をされています。</p> <p>今回、親子間での所有権移転の贈与という事で申請が上がりました。</p> <p>何ら問題は無いと思われますので、ご審議いただきますよう、お願ひいたします。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 ■■■■</p>

1	<p>転用目的は 資材置き場となります。</p> <p>番号 2：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 転用目的は植林 となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
2 番	<p>議案第 2 号番号 1 番について、2 番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者は村内に居住される方で、村で [REDACTED] を経営されている一方で、農業も営まれています。今回申請地を [REDACTED] の資材置き場として、有効活用されたいということで申請が上がっております。</p> <p>申請地は第 2 種農地で鳥獣害被害も頻繁に発生しており、農業生産性は極めて低い農地で、他の用途で農地を有効活用していく事に、何ら問題ないと思われまので、ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
15 番	<p>議案第 2 号 番号 2 について、15 番の豊田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者は村内に居住される農家で畜産を主とした農業を長年営まれておられます。</p> <p>申請地は山際に面し、長年鳥獣害被害に悩まされ、農業生産力が低い農地となります。</p> <p>また、第 2 種農地ということで農地の集約化など出来ず、利便性はなく、今後の土地管理をしていく事が難しくなることから今回、植林をされ、土地を有効活用されたいということで申請が上がっております。</p> <p>何ら問題ないと思われまので、ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>



る見込みは無いと思われ、特に問題はないと思われま

以上2件、ご審議の程、よろしくお願

議長

はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第4号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号1から12番の新規案件について、審議します。

事務局

はい朗読を致します。議案第4号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について

番号1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定10年です。

番号2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定5年です。

番号3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年、相続権者同意書有です。

番号4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年、相続権者同意書有です。

番号5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定20年です。

番号6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年です。

番号7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定5年、相続権者同意書有です。

番号8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

■■■■ 賃借権設定 4 年です。  
番号 9：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
■■■■  
■■■■ 賃借権設定 5 年です。  
番号 10：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 ■■■■  
■■■■ 賃借権設定 5 年です。  
番号 11：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 ■■■■  
■■■■ 賃借権設定 5 年です。  
番号 12：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 ■■■■ 賃借権設  
定 5 年です。  
番号 13 番以降については、再設定案件ですので、朗読は省略します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。  
す。なお、番号 9 番については、委員関連の議案となりますので、先に審議いたし  
ます。委員の退室を求めます。

10 番 議案第 4 号番号 9 番について、10 番の藤岡が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は、兼業農家であり、農地の管理が難しくなったため、農地をお願いする  
方を探しておられました。  
譲受人は、地域で畜産を営まれており、事業の拡大のため、賃借権設定 5 年の契  
約を結び、農地を管理されます。  
何ら問題は無いと思われしますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入  
らせていただきます。

(異議なし)

議案第 4 号番号 9 番について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号番号 4 番は原案どおり可決  
致します。それでは、委員の入室をお願いします。  
改めて、番号 1 から説明をお願いします。

4 番 議案第 4 号番号 1 番について、4 番の小出が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探してお  
られました。

<p>5 番</p>	<p>今回、農地の拡大を計画していた譲受人と使用貸借設定 10 年で契約が結ばれます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議案第 4 号番号 2, 3 番について、5 番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>まず、番号 2 番について説明します。譲渡人は高齢であり、施設へ入居するため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>一旦は親戚の方が農地管理される予定で使用貸借権設定を行いました。別の親戚である譲受人が耕作することが決まり、使用貸借設定 5 年で契約が結ばれます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>次に番号 3 番について説明します。対象農地が 19 筆あり、譲渡人は複数おられます。それぞれが年齢や居住地の問題から農地管理が難しくなっておりました。</p> <p>譲受人は、地域で多くの農地を管理する農家の方であり、規模拡大や使用権の再設定に併せて今回 19 筆の農地を新規で管理されることとなります。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>2 番</p>	<p>議案第 4 号番号 4, 5 番について、2 番の松岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>まず、番号 4 番について説明します。土地の所有者は亡くなっており、相続人による農地の管理が難しく、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>譲受人は、周辺の農地を耕作しており、賃借権設定 5 年で契約が結ばれます。譲受人は、多くの農地を管理しており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>次に番号 5 番について説明します。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>法人であり、新規に農業への新規参入を予定しており、使用貸借権 20 年で契約が結ばれます。通常の法人ですので、解除条件付きでの契約となっております。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>7 番</p>	<p>議案第 4 号番号 6, 7 番を 7 番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>まず、番号 6 番について説明します。譲受人は新規就農者で、他の自治体の農家で農業研修を受けております。今回、地元農家の譲渡人から農地を借りて村内での農業を開始されます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>次に番号 7 番について説明します。土地の所有者は亡くなっており、相続人も高齢のため、農地管理が難しくなっておりました。</p> <p>譲受人は、以前から譲渡人所有の農地を賃借しており、今回追加で賃借権設定 5 年の契約を結び、農地を管理されます。</p> <p>何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>10 番</p>	<p>議案第 4 号番号 8 番について、10 番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探してお</p>

	<p>られました。</p> <p>今回、農地の拡大を計画していた譲受人と賃借権設定4年で契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>11番 議案第4号番号10番について、11番の今村が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなつたことから、管理をお願ひする方を探しておられたところ、近隣で耕作されている譲受人との間で賃借権設定5年の契約が結ばれます。 何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>12番 議案第4号番号11番について、12番の古澤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなつたことから、管理をお願ひする方を探しておられたところ、近隣で耕作されている譲受人との間で賃借権設定5年の契約が結ばれます。 何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>19番 議案第4号番号12番について、19番の北野が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は、兼業農家ですが、農地の管理が難しくなつたことから、管理をお願ひする方を探しておられました。 譲受人は、認定新規就農者で、今年度より本格的に営農を開始され、規模拡大のために農地を探しており、賃借権設定5年で契約が結ばれます。 何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>議長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第4号基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の公告について、異議がない方は挙手をお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、令和7年2月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。予定案として令和7年2月7日 金曜日 午前10時より開催したいと思ひます。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は2月7日 金曜日 午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、</p>

事務局	<p>あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。事務局から何かありますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化推進施策を実現するための意見書について</li> <li>・ブロック別研修会について</li> <li>・女性委員研修会について</li> </ul>
議長	<p>以上をもちまして第 19 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時25分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年2月7日

農業委員会 職務代理者

---

議事録署名委員

19 番

---

議事録署名委員

2 番

---